

意見書案第4号

番号法実施の延期を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成27年6月30日

提出者	つくば市議会議員	宇野信子
賛成者	つくば市議会議員	皆川幸枝
	〃	北口ひとみ

番号法実施の延期を求める意見書（案）

現在政府は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）を2016年1月から実施するため、準備を進めている。番号法では国が定める個人番号を、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用するとされているが、さらに金融口座や医療情報への活用も検討されており、制度自体やその利用目的などにおいて、多くの問題点が指摘されている。

第一に、プライバシー権侵害の危険性が極めて高いことである。番号法は、官と民における、社会保障と税分野の様々な個人データを、1つの背番号（マイナンバー）で管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて確実に名寄せ・統合して利用することを可能とするものである。政府はこれに留まらず、民間分野における利用拡大をも目指している。これにより、自己情報コントロール権は形骸化するとともに、アメリカや韓国など諸外国において深刻な社会問題になっている大量の情報漏えいや、なりすましなどのプライバシー侵害および犯罪発生リスクは、極めて高くなると考えられる。

第二に、制度創設の目的が極めてあいまいであり、国会質疑の中でも具体的な目的は何ら示されていない。日本弁護士連合会は、法案検討の段階から、マイナンバーを導入しても所得の正確な把握は不可能であること、新たな社会保障制度の内容も決まらないうちから税と社会保障の一体改革のためにマイナンバーが必要であるなどとはいえないことを指摘している。しかし、その点に関する政府の説明はほとんどなされていないばかりか、諸外国においては共通番号制から分野別番号制に回帰しつつあるとの指摘についても、ほとんど検討されていない。

第三に、制度の費用対効果が具体的に明らかにされていない。本制度は、中心的システム構築に約3000億円、ランニングコストとして年間約300億円程度はかかるといわれている。しかし、これらの費用がこの程度に留まるかさえも定かでない上に、政府として責任ある効果の説明は全くされていない。「より公平な社会保障の実現」を名目としながら、巨大な「ITハコモノ」となる可能性が極めて高いシステムであると言わざるをえない。

第四に、個人情報保護の理由により、番号を扱う中小業者に対して厳格な管理体制を強要し、漏れた場合の罰則を強化するとしているが、小規模の業者にとって番号を管理することは大きな負担となり、経営にとっても大打撃となる。イギリスではいったん導入を決めた国民IDカード法を人権侵害への危険があることや、巨費が浪費されるおそれがあるとして廃止している。また、日本年金機構における大量の個人情報漏えい事件とこれに対する政府の対応を見れば、今回の番号法実施によって、個人情報の漏洩や地方公共団体、民間企業へのサイバー攻撃のリスクがさらに高まり、その対応にも巨額の費用がかかることは明白である。

これらの理由から、番号法の実施を延期し、制度の抜本的な再検討を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

つくば市議会

提出先：内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官